

懲罰特別委員会資料

懲罰とは

本会議及び委員会の開会中に、議員が、地方自治法や会議規則、委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科される罰が、懲罰であります。これらの議員に対する懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められた議会の内部的規律作用です。

懲罰の事由

1. 議員が正当な理由もなく応招しなかったり、正当な理由がなく欠席をして議長が、招状を発してもなお故なく出席しない場合(法 137)
2. 秘密会の内容を他に漏らした場合(会規 97②)
3. 本会議や委員会で無礼の言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をした場合(法 132)
4. 議長や委員長から発言の取消しや禁止、退場等を命じられてこれに応じなかったような場合(法 129)
5. 戒告又は陳謝の処分を受けた議員が、議長の戒告を受けなかったり、陳謝文を朗読しない場合(会規 113)
6. 出席停止の処分を受けた議員が停止期間中に出席し、議長又は委員長から退場を命ぜられてもなお退場しない場合(会規 115)
7. 前述のほか、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合

懲罰の種類は、地方自治法第 135 条の規定に基づくものです。

・「戒告」とは、公開の議場において懲罰事犯者である者に対し、議長が戒告文を朗読することを言います。なお、文案は、懲罰特別委員会で起草し、本会議で議決したものを朗読することになります。

・「陳謝」とは、公開の議場において懲罰事犯者とその事犯について、陳謝文を朗読することを言います。なお、文案は、戒告文と同様に、懲罰特別委員会で起草し、本会議で議決したものを朗読することになります。

・「出席停止」とは、議会の会期中、一定期間議会の会議、委員会への出席を停止する処分のことを言います。なお、本町議会では会議規則第 114 条において、出席停止は、5 日を超えることができないと規定されていますので、その範囲内となります。

・「除名」とは、当該議員の身分(地位)を剥奪することを言います。除名は懲罰の中で最も重いものであるため、戒告、陳謝、出席停止などの懲罰が過半数議決であるのに対し、本会議において、議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意が必要となる特別多数議決となっています。